

報告第17号

館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる
変更協議書について

館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について、
別紙のとおり報告する。

平成29年7月28日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書

館林市及び板倉町（以下「両市町」という。）は、館林市・板倉町合併協議会規約（以下「規約」という。）第7条第1項第5号に規定する事項において、館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書第2の協議を一部変更することについて、下記により協議し書面で取り交わす。

記

1 変更内容

規約第7条第1項第5号に規定する委員について、次のとおり変更する。

変更前

板倉町	小野寺 幸 一	板倉町農業委員会会長
-----	---------	------------

変更後

板倉町	小 林 博	板倉町農業委員会会長
-----	-------	------------

2 変更協議の発効

この変更協議は、次の日から発効する。

発効日	平成29年7月24日
-----	------------

この変更協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が署名のうえ、各自1通を保有する。

平成29年7月24日

館 林 市 長

須藤 和



板 倉 町 長

栗 泉

